

令和3年8月26日

弘前市長 櫻田 宏 様

弘前市文化芸術推進審議会
会 長 小川 幸裕

弘前市文化芸術振興計画について（答申）

令和3年3月24日付け弘文振発第42号により諮問を受けた標記の件について、本審議会では慎重に審議をした結果、別添のとおり、まとまりましたので、ここに答申いたします。

「弘前市文化芸術振興計画」について、事務局が作成した素案をもとに審議を重ねた結果、別添の案を審議会として適正と認めるに至りました。

なお、これまでの審議過程及び審議会委員から寄せられた主な意見は、下記のとおりとなります。

1. 弘前市文化芸術振興計画にかかる審議過程について

① 令和2年度第1回文化芸術推進審議会

（日時）令和2年12月23日（水）午前10時～正午

（場所）弘前市役所市民防災館3階防災会議室

（内容）文化芸術振興計画の策定方針及びアンケート調査（市民向け、文化芸術団体向け）の内容について審議。

② 令和2年度第2回文化芸術推進審議会

（日時）令和3年3月24日（水）午前10時～正午

（場所）弘前市役所市民防災館3階防災会議室

（内容）アンケート調査結果報告及び文化芸術振興計画（素案）について審議

③ 令和3年度第1回文化芸術推進審議会

（日時）令和3年4月30日（金）午前10時～正午

（場所）弘前市役所市民防災館3階防災会議室

（内容）令和2年第2回審議会における意見に対する対応と基本理念について審議

④ 令和3年度第2回文化芸術推進審議会

（日時）令和3年7月30日（金）午前10時30分～正午

（場所）弘前市役所前川新館4階会議室

（内容）弘前市文化芸術振興計画素案にかかるパブリックコメントの結果と対応について審議

2. 主な意見

計画素案の字句の修正や、内容の確認以外に寄せられた主な意見は、次のとおりです。

【文化芸術の範囲について】

- ・「工芸」については、文化芸術基本法第8条から第14条に定める文化芸術に明記されていないが、同法第8条の芸術、第12条の生活文化、第13条の文化財及び第14条の地域における文化芸術に含まれるという認識のもと、その振興を図るよう努めていただきたい。

【情報発信について】

- ・市民に対し、文化芸術に関する情報が身近に届くよう、文化施設や文化芸術団体の活動等に関する情報を集約し発信することに努めていただきたい。
- ・SDGsの観点から、障がい者、高齢者、外国人などの情報アクセス困難者は文化芸術に関心を持っていても情報にたどり着けないという実態があるので、利用するメディアや言語などを意識し、情報を発信することに配慮していただきたい。

【文化芸術に触れる機会の提供と環境づくりについて】

- ・市には文化芸術を教える人たちがたくさんいるため、その人たちが積み重ねてきたことを学ぶことができる場について検討していただきたい。
- ・学校においては、文化芸術を専門とする教師が各校に配置されているわけではなく、児童・生徒が希望する文化芸術を選択できないことも少なくないため、学校の外でも子どもたちが文化芸術に触れることのできる機会の提供や環境づくりに努めていただきたい。

【文化施設の利便性の向上について】

- ・文化施設の使用料について、特に子どもたちの使用に対して減免措置を講ずるなど、施設の維持管理にかかるコストと併せ検討していただきたい。

【市民主体の活動に対する支援と新たな文化芸術の創造について】

- ・市が文化芸術の細部にまで手を伸ばすと、逆に文化芸術団体や民間企業の活動を圧迫してしまうこともある。また、型にはめず、時代の変化に応じて発展できるよう、新しい文化芸術の創造にも目をかけていくよう努めていただきたい。
- ・次の世代を担う若者に、先人が築き育んできた市の文化を、守りつないでいくことが必要だが、若い世代の創造力で、発展的に深めひろげていくような視点をもって計画を推進していただきたい。

【社会環境の変化に応じた対応について】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、文化芸術活動が制限されるなど、文化芸術を取り巻く環境は、社会の状況により大きく変化をするため、市民のニーズの把握に努め、その状況に応じて、柔軟に対応するよう努めていただきたい。

以上